

給水装置の無償譲受けに関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、給水装置の無償譲受けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(無償譲受けの条件)

第2条 給水装置の無償譲受けの条件は、次のとおりとする。

- (1) 管にあつては、水道用ダクタイル鋳鉄管（GX形・NS形）、水道配水用ポリエチレン管又はステンレス鋼管であることを基本とし、及び香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）において耐震性があると認められたものであること。
 - (2) 口径50ミリメートル以上であること。
 - (3) 竣工検査に合格した日から地方公営企業法施行規則（昭和27年度総理府令第73号）第15条第1項に規定する法定耐用年数の2分の1の期間を経過していないこと。
 - (4) 民間所有の給水装置にあつては、国縣市町管理の道路（農道・河川管理道を含む。）である土地又は給水装置を企業団に譲渡することが国縣市町管理の道路となる条件になっている土地に埋設されていること。ただし、地目が公衆用道路であるが、管理者が国縣市町でないものは、無償譲受けの条件を満たさない。
 - (5) 構造、埋設位置等が道路占用条件・河川占用条件を満たしていること。
 - (6) 譲受審査において、管理上支障ないと判断された給水装置であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、道路縦断埋設又は河川管理道等において、道路・河川等管理者の占用条件による場合は、給水装置の無償譲受けの対象とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、無償譲受けの対象外とする。ただし、第2号に掲げるものにあつては、国縣市町の港湾開発等において、用途を配水管とする協議が企業団と事業者との間で行われた場合は、無償譲受けの対象とすることができる。
- (1) 消火栓
 - (2) 国縣市町所有の給水装置

(申込み)

第3条 企業団に給水装置を無償で譲渡しようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置無償譲渡申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる事項を記載し、香川県広域水道企業団ブロック統括センター所長又は広域送水管理センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 給水装置の管種、口径及び延長
 - (2) 給水装置の所在地
 - (3) 道路路線名称
 - (4) 譲渡の理由
 - (5) 給水装置の概算価格
- 2 申込書には、次の書類を添えなければならない。
- (1) 関係図面（位置図、平面図、竣工図等）

- (2) 給水装置が埋設されている土地の謄本及び公図の写し
 - (3) 当該給水装置の所有者が申込みできない場合又は当該給水装置を共有している場合は、代表者選任届（様式第2号）
 - (4) 民間所有の給水装置を企業団に譲渡することが国県市町管理の道路となる条件となっている場合は、道路管理者の確認書（様式第3号）
 - (5) 前号の規定による国県市町管理の道路となる前に申込みをする場合は、土地に関する現所有者の同意書（様式第4号）
 - (6) その他所長が必要と認める書類
- 3 前項第3号に該当する場合は、代表者に選任された者を申込者とする。

（通知）

第4条 所長は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、その結果を給水装置無償譲受通知書（様式第5号）により、申込者に通知するものとする。譲受後に申込みの内容との相違が発覚した場合又は同条第2項第4号に該当する場合であったが国県市町管理の道路とならなかった場合には、給水装置無償譲受取消し通知書（様式第6号）により申込者に通知する。

（資産登録）

第5条 譲り受けた給水装置が固定資産に当たる場合は、資産登録を行う。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日までに協議の案件については、この要綱の対象外とする。